

平成27年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

平成27年12月 8日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成27年12月 8日

15日間

至 平成27年12月22日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 同意第 3号 教育委員会教育長の任命について

第 6 議案第81号 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更について

第 7 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 8 議案第82号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

第 9 議案第83号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第84号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第85号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第86号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第87号 京都地方税機構規約の変更について

第14 議案第88号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）

第15 議案第89号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第16 議案第90号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 第17 議案第91号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
第18 議案第92号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第19 議案第93号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第20 議案第94号 平成27年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）  
第21 議案第95号 平成27年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）  
第22 議案第96号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（16名）

- 1番 坂本 美智代 君  
2番 東 まさ子 君  
3番 森田 幸子 君  
4番 篠塚 信太郎 君  
5番 山田 均 君  
6番 山内 武夫 君  
7番 山下 靖夫 君  
8番 原田 寿賀美 君  
9番 山崎 裕二 君  
10番 村山 良夫 君  
11番 松村 篤郎 君  
12番 北尾 潤 君  
13番 梅原 好範 君  
14番 鈴木 利明 君  
15番 岩田 恵一 君  
16番 野口 久之 君

## 4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
参事	伴田邦雄君
参事	山田洋之君
総務課長	中尾達也君
監理課長	木南哲也君
企画政策課長	久木寿一君
税務課長	松山征義君
住民課長	長澤誠君
保健福祉課長	下伊豆かおり君
子育て支援課長	津田知美君
医療政策課長	藤田正則君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	山森英二君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	山内和浩君
会計管理者	谷口誠君
瑞穂支所長	川罵勇人君
和知支所長	榎川諭君
教育長	朝子照夫君
教育次長	中尾裕之君
代表監査委員	小畑圭一君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	堂本光浩
書記	山口知哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして、おはようございます。本日は参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第4回京丹波町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番議員・坂本美智代君、2番議員・東まさ子君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの15日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月22日までの15日間と決しました。

会期中の予定は、配付しております会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されている案件は、同意第3号ほか17件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

12月4日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本日、本会議終了後、議会広報特別委員会が開催されます。ご苦労さまですが、よろしく

お願いをいたします。

本日の会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影収録を許可しましたので、報告いたします。  
以上で諸般の報告を終わります。

#### 《日程第4、行政報告》

○議長（野口久之君） 日程第4、行政報告を行います。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

師走を迎えまして、何かと慌ただしい昨今でございます。本日ここに、平成27年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

初めに、去る11月25日の臨時会で議会も新たな構成となりました。それぞれの要職に就任されました皆様方に祝意をあらわしますとともに、これまで、それぞれの立場でご活躍、ご尽力いただきました議員各位に敬意をあらわし、感謝とお礼を申し上げます。今後とも議員各位には、町政全般にわたりご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、平成27年も残すところわずかとなりました。今年は水害等による被害も少なく、稲の作柄もおおむね平年並みと見込まれるなど、穏やかな年となり、安堵しているところで

す。  
また、今年は京丹波町にとりまして記憶に残る年となりました。7月18日には、長年待ち望んでおりました京都縦貫自動車道が全線開通し、京阪神地域から京都府北部までの移動時間が大幅に短縮され、さらなる発展が期待されております。

また、同時に丹波パーキングエリアに併設して町が開設しました地域振興拠点施設である道の駅「京丹波 味夢の里」には、連日多くの方が来場され、日に日に利用度も高まっております。この施設を基点に、本町の豊かな食を初めとした地域資源を一層情報発信し、まちの振興に努めてまいりたいと考えております。

また、10月11日には町合併10周年記念式典を、町民の皆さんを初め町内外から多くの関係の方々をお迎えしまして、盛大に執り行うことができました。第1部の式典におきましては、合併から今日まで町の発展と地域の振興に寄与されました方々に対し感謝の気持ちを伝えさせていただきました。第2部の講演では、このまちから世界に羽ばたいていただきたいとの思いから、町内在住のピアニスト辻本菜々絵さんによるピアノ演奏と竹野小学校児

童並びに町内の小学4年生による歌声を届けていただきました。中でも、合併の年に生まれ、本町とともに成長してこられた町内の小学4年生全員による合唱はとても力強く、元気をいただくとともに、京丹波町の限りない発展に大きな期待が感じられたところでございます。

10月25日には、「京丹波・食の祭典2015」を丹波自然運動公園と須知高等学校において開催し、昨年を上回る1万4,600人に来場いただきました。今年で5回目を迎え内容も年々充実し、来場いただく皆様に京丹波の「豊かな食」を存分に味わっていただけたものと思います。

11月3日には京都丹波ロードレースが3,600人余りのランナーを丹波自然運動公園に迎えて開催されました。今年は町合併10周年を記念して町内の子どもたちの参加料を無料としたことや、各部門にマスターズの部を新設しイベントを盛り上げることができました。選手たちは、色づき始めた丹波路を地元の皆さんの大きな声援に後押しされ、心地よい汗をかきながら元気に走っていただきました。

次に、マイナンバー制度についてであります。本年10月から社会保障・税番号であるマイナンバーを記載した通知カードの発送が始まりました。当初の予定から発送作業は大幅に遅れ、町内への配達は、11月22日から始まったところです。しかしながら、不在等により受け取られていない世帯もあり、郵便局から返送される通知カードにつきましては、年内の配布に向け速やかに対応してまいります。また、マイナンバーの取り扱いなど、住民の皆様からの問い合わせにもご理解いただけるようしっかりと説明してまいります。

次に、平成28年度の本町の予算編成方針をこのほど策定いたしました。国では、アベノミクスの推進による経済効果があらわれているとされておりますが、本町においてその効果が実感できるところまでには至っていない状況にあります。合併以降、本町の財政状況は、財政健全化に向けた諸施策の推進により着実に改善が図られたところでもあります。しかしながら、ここ2年は度重なる台風や豪雨等により被害を受けた施設の災害復旧事業費などに一般財源を充当したことなどにより、連続して財政調整基金を取り崩す結果となりました。

本町の主要な財源である普通交付税は合併後10年が経過し、いよいよ28年度から合併特例措置は段階的に縮減されます。限られた財源のもとで住民サービスの維持向上を図るため、事業の選択と集中により効果的な行政運営に向けて、引き続き財政健全化対策を推進してまいります。

最近の取り組みとしましては、「安心」のあるまちづくりでは、本年10月19日に、犯罪の無い「安心・安全なまちづくり」の推進や交通死亡事故ゼロを目指した交通安全対策の推進及び地域防災力の向上を主な目的とし、本町と京都府南丹警察署により「京丹波安全・

安心まちづくり協議会の設置に関する協定書」を締結し、早速、第1回目の協議会を開催したところです。町と警察が連携して推進すべき施策、事業、各種懸案事項の解決方針について協議し情報共有することで、治安の維持や安心して暮らせる地域づくりに向けた相互協力関係を築き、更なる安心・安全を高めていきたいと考えております。

また、11月26日には、関西電力高浜発電所に係る京丹波町民説明会を高浜発電所から30キロ、いわゆるUPZ圏内の住民や町内の区役員の方を対象に開催いたしました。説明会では、国や事業者からの説明に対しまして参加者からは安心・安全に対する取り組みを不安視する意見が出されたところです。

今後におきましても、寄せられました意見を踏まえ、京都府と関係7市町でつくる高浜発電所に係る地域協議会の中で、国や事業者に対し、住民の皆様の安全・安心の確保に向けまして意見を述べていきたいと考えております。

次に、「活力」のあるまちづくりでは、この度「京丹波町創生戦略」を策定いたしました。加速する人口減少や東京一極集中に対応するため、国において策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、今後、町が目指すべき方向性を示すものとなっております。基本理念を「日本のふるさと。自給自足的循環社会京丹波」とし、地域創生をなし遂げるために、「森林」「食」「子育て力」「地元力」などの財産や強みを最大限に生かしていくために、個々の力を循環、連携することで地域の安心や豊かさを創り出して、日本のふるさとを目指してまいります。

また、「愛」のあるまちづくりでは、豊かな人生を送るためには幼児教育の充実が必要不可欠であります。このまちで安心して子どもを産み、育てられる環境づくりや家庭・地域・行政が連携して子どもを育てていく体制づくりを促進するとともに、多様な保育サービス等子育て支援機能の充実を引き続き推進してまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 以上で行政報告を終わります。

《日程第5、同意第3号 教育委員会教育長の任命について及び日程第6、議案第81号 平成27年度社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更について》

○議長（野口久之君） 日程第5、同意第3号 教育委員会教育長の任命について及び日程第6、議案第81号 平成27年度社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第3号 教育委員会教育長の任命についてであります。現在、教育長として活躍いただいております朝子照夫氏の任期が今年11日に満了となります。朝子教育長におかれましては、平成22年4月から本町教育委員、教育長として教育行政の推進にご尽力をいただいております。

その間、平成25年度からは全ての中学校での給食化にご尽力いただき、成長期にある中学生の栄養バランスのとれた給食を提供するなど、食育についても取り組みをいただいたところでございます。ここに改めまして敬意と感謝を申し上げる次第であります。

今回、任期満了に伴いまして、その後任として、京丹波町蒲生にお住まいの松本和久氏を任命することについて同意をお願いするものであります。

松本氏は、平成元年に公立学校職員に採用後、南丹教育局総括指導主事、南丹教育局局長、府立須知高等学校校長を歴任されるなど、教育行政と教育現場双方にわたり豊かな経験をお持ちであります。人格・識見とも高く、広く社会の実情に精通され、加えて温厚・誠実な人柄と何事にも積極的に取り組む姿勢は多くの人々の信頼を得られております。複雑多岐にわたる教育課題に適切に対応いただけるものと存じております。ご同意賜りますようによろしくお願い申し上げます。

議案第81号 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更につきましては、平成27年第2回定例会に議決いただきました本工事請負契約の契約金額に688万5,000円を追加しまして5,271万480円とすること及び契約相手方である代表者の氏名を変更することをお願いするものであります。

劣化している橋面舗装の打替工を行うに当たりアスファルト舗装を切削したところ、コンクリート層に劣化が見られたため、本来の機能を保持するための措置として、既存のコンクリートを撤去し改めてコンクリートを打設するため、関連する工種を追加するものであります。

この議案につきましては、提出時期等不適切な対応があり、まことに申しわけなくおわびを申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

何とぞ慎重にご審議いただきまして、原案に賛同いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、補足説明を申し上げます。

同意第3号 教育委員会教育長の任命についてでございます。

まず、これまでの教育長につきましては、教育委員を任命した後に教育委員会におきまして教育長が任命をされてまいりましたが、平成27年4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律によりまして、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るなどを主な目的とし、首長が直接、教育長を任命し、その責任を明確にするなど、教育委員会の改革が行われたところでございます。

なお、新しい教育長の任期は3年でございます。特別職の身分を有しております。

それでは、議案を朗読させていただきます。補足説明とさせていただきます。

同意第3号 教育委員会教育長の任命について

下記の者を京丹波町教育委員会の教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

#### 記

住所 京都府船井郡京丹波町蒲生古池26番地2

氏名 松本和久

昭和28年7月2日生まれでございます。

年齢は62歳でございます。

平成27年12月8日提出、京丹波町長 寺尾豊爾

なお、提案理由につきましては、教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに教育長を任命する必要があるためでございます。

なお、ご本人の職歴、また公的な職歴につきましては、裏面のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） それでは、議案第81号 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更について補足説明をさせていただきます。

変更の主な要因としましては、町長の提案説明にもありましたように、劣化している橋面舗装の打替工を行うに当たりアスファルト舗装を切削したところ、床版上に密実でないコン

クリートの層が存在することを確認したため、この調整コンクリートを撤去した後、増厚コンクリートを打設すべく関連する工種の追加をお願いするものです。

また、橋面防水工における路面配水管においては、鋼管の腐食が進行している状況を確認しましたので、床版下面で切断し加工管を設置し、水はねによる桁の腐食防止を行うものです。

断面の修復工におきましては、足場設置後の状況確認の結果、舗装面積の変更をお願いするものです。

次に、添付しております資料について説明をさせていただきます。

資料1として図面を添付しております。

1枚目の補修一般図につきましては、図面右上断面図が赤字で図示しているのが当初の計画でありましたが、先ほど説明しましたように、舗装切削時に右断面に斜線で表示をしている部分において6センチから9センチの密実でないコンクリートの層を確認したため、これを除去し、鉄筋腐食剤の塗布及び増圧コンクリートの打設により、床版コンクリートの機能を保持した上で補修工事を行うものです。

また、路面配水管においては、腐食により桁への影響が出るため、図面右下詳細図のとおり、床版下面で布設鋼管を切断し、塩ビ管を継ぎ足すことにより、その機能を保持するものです。

なお、設置箇所につきましては、左中央平面図において12カ所の追加として明示しております。

次に、図面2枚目と3枚目には、上部工補修図として、桁下面の平面図を添付しております。赤字が当初の計画であり、足場の設置以降、桁下の詳細な確認を行った結果、補修面積が増加しましたので変更をお願いするものです。

資料の2として工事概要を添付しております。

赤字数字が当初であり、舗装打替工においては調整コンクリート取壊しから収縮低減剤塗布工までが追加の工種となり、橋面防水工における路面配水管取替工についても追加の工種となります。

また、断面修復工においては、当初4.84平方メートルから7.30平方メートルの修復として変更をしております。

次に、資料3として工程表を添付しております。

赤色で明示しているのが実施の工程表であり、上から2段目の打替工において、8月上旬にアスファルト層を撤去して以降、対策についての検討を行い、順次、工程を進めてきており、

アスファルト舗装工や高欄取替工などの上部工は既に実施済みであり、12月以降の残工事につきましては、下部工の断面補修工と仮設工の撤去となっております。

最後に、本日追加の資料として、変更請負額における数量及びその金額の内訳書を添付しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

以上のことから、契約金額4,582万5,480円に688万5,000円を増額し、5,271万480円とすることと、あわせまして、契約相手方である法人代表者の氏名を沼田忠則から宇野貴哉として、工事請負契約の一部を変更することをお願いするものです。

なお、本来ですと、変更契約に係る議決をいただいた後、追加工種を実施すべきところ、本橋梁の早期開放を目指して追加工種を先行して進めてきたものです。議会への提案が事後となり、事務手続上の不備があったことに対し大変申しわけなくおわび申し上げます。

今後におきましては、手続上の不備が生じることのない工事執行に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたしまして、議案第81号の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第3号 教育委員会教育長の任命についての質疑を行います。

ございませんか。

山内君。

○6番（山内武夫君） 町長に1点お尋ねしたいというふうに思うんですが、今、提案になっております松本和久氏ですが、職歴を見ておりましたら、教育現場でも豊富な経験もありますし、また教育行政のほうにも精通をされておるといことなんですが、一方、この松本氏については、昨年4月から町長の特命を受けて特別参与というような形の中で今までの京都府等との幅広い人脈を通して、積極的にまちづくりに取り組んでこられたというような経過があるんですけれども、今回、教育長ということになりますと、兼務というのが当然無理やというふうに考えるわけなんですが、今後こういうまちづくりを、今まで進めてこられたこの事業をですね、どのような体制で今後進めようとされるのか、その点についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 主にスポーツトレーニングセンターでいろいろ今日までご尽力いただいてきました。また、須知高校のしっかりした発展のためにも頑張ってきてもらったというふうに思っております。その他いろいろ頑張ってもらっておるんですが、一義的にはやっぱ

り企画政策課にそれらをしっかりと引き継いでもらうということと、丹波自然運動公園の協力会に引き継いでもらうということになります。

直接ではないんですけど、本人からの相談としましては、そうした引き継ぎにですね、3カ月ぐらい、あるいは6カ月ぐらいを要するというふうに思っているんで、そのことも理解をしてほしいという話がありました。それについても、教育長は、今度は特別職という性格がありますので、その程度なら許されるのかなというふうに理解しまして、この提案をさせてもらったということです。

いろんな後任人事についてもご提案はいただいておりますが、現状はまだ全く進められてないということもあります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 議案書に記載の住所、蒲生古池26番地の2というふうになっていますが、これはとある有限会社の所在地と全く同一であります。議案書に記載の住所に変更し、住民登録があった時期はいつかというのがまず1点と、同氏の自宅は南丹市と聞いておりますが、なぜ住所変更が必要だったのか、その点についてお答えください。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、本町に住所転入をされてきました時期でございますけれども、12月1日と伺っております。また、本人がこちらのほうに住所を移されたという主な理由でございますけれども、本町に体だけでなく住居地も移して、しっかりとこの町でお仕事をしたいというようなあらわれだというふうにお伺いしております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についての通知によりますと、新教育長は、教育行政に識見を有する者のうちから任命することとされているが、これは教育委員会事務局職員や教職員経験者に限らず、行政法規や組織マネジメントに識見があるなど、教育行政を行うに当たり必要な資質を備えていれば幅広く該当するものであるということ、この辺に関してはどういうふうに松本氏をチェックと言ったらあれなんです、精査したのか教えていただきたいのと、もう一つですが、教育長の同じ通知に教育長の任命の議会同意に際しては、新教育長の担う重要な職責に鑑み、新教育長の資質・能力を従前にチェックするため、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられるというふうに書いてあります。こういったことについては考えられなかったのか、お答えください。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、教育長の任命に当たりましての教育長の選考の考え方等でございますけども、当然、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の部分にのっとりまして、適切な、適正な選考をされたものと考えております。

また、その中でも、当然、教育長の任命に当たっては、本人の所信表明等を行うことで、より適任かどうかというような判断等の一つの材料となるということで、本人からの表明等もすべきだというような内容のことも書かれているところでございますけれども、松本氏におかれましては、これまでから本町の教育行政に長く携わっておられましたし、また近年につきましても、本町のほうで嘱託職員としましてお仕事をいただいているところでございまして、どなたの方も十分その資質等につきましてもご承知のことというふうに思っておりますので、あえて所信表明等の手続は踏んでいないところでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 私もちっとお聞きをしたいんですが、先ほど山崎議員から質問がありましたことに関連してですけれども、個人的な批判をすとか、そういう意味じゃなしに、教育長としての的確な人格かどうかということについて、具体例を挙げてお聞きをしたいと、このように思います。

松本氏は当町の特別参与として、熱気球事業ですか、これを観光の目玉にするというような説明を全員協議会で議員みんなもお聞きをしたようなことがございました。

そんな中で、実は私、非常に気になりますのは、今年の8月に熱気球の町民の搭乗体験が企画されまして、その案内が議員にも来ました。その中に、どういうわけかわからんですけれども、議員には前もって特別搭乗できる優先権のはがきが入っておりました。私は、議員がそういう特権を活用することそのものに疑問を感じましたので、そのはがきに、もしも私が議員をしているからこういう特別な扱いを受けているのなら辞退をしたいので、例えば子どもさんとか、若い方とか、身体に障害のある方とか、そういう方で希望がある方があったらそちらを優先すべきでないかというようなことを書いて、はがきをお返しさせていただきました。

ところが、その後、何の返事もなかったです。そのことを課長にお聞きしますと、課長はこうおっしゃいました。そこまでの配慮が不足していて申しわけなくて、村山議員に説明をしたほうがいいやろかという相談を受けたというようなことを聞きました。

ここで私、ちっと教育長としての疑問を感じますのは、これから特に教育の責任者というのかね、例えば一番懸念されているのが、行政に癒着したような教育行政がされて、本来

の子どもを育てるという意味がなくなるというようなこともこの制度に変えるときにいろいろと検討されて、独立をすべきやということをあえて町長の任命ということになったわけですが、そういう点では、本来、やはり町民あっての京丹波町でありますし、議会であるわけです。この気球の事業の議員に対する案内の中に優待券が入っていたということについてはですね、本当にどちらに足が向いていたんかなというように思います。

ちなみに申し上げておきますと、一般の町民の方には、往復はがきで希望者は申し出をせよというようなことがCATVでも放映をされていきました。町民の方は往復はがきを出して申し込みをせなあかんけども、一部の者にはこういう優先権を与えられるというようなことは、やはり町民のほうに、これからは子どものほうに目が向くのかなという疑問を感じていることです。

その辺についての町長の見解ともう一つはですね、人それぞれ過ちもありますし、配慮不足もあります。そのことに気がついたときに、やはり子どもには教育としては自分の過ちなり、そういうことに配慮不足に気がついたときに素直に謝ることが非常に教育としては大事だと思うんですけども、その辺の配慮についても私は教育長としてこう思うんですが、町長、この2点についてどのようにお考えなのかお聞きをしたいと、このように思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お知らせ版で、議員さんにもし希望があれば先に乗ってもらいますよという平たい案内は私は非常に的を得ておるなというふうに思います。議員さんというのは、そういう少数の方で啓蒙する役割も担っていただいているというんか、発信者というふうに松本氏は考えられて、そういうふうに伝達されたんだなというふうに思います。

なお、村山議員さんがいろいろご意見を述べられたことについて松本氏から直接かどうか分かりませんが、担当課を通じてでもきちっと、こういう趣旨ですという説明はすべきやったなというふうに思っております。

もう1点お尋ねは、どっち向いておるかというような質問です。それは間違いがあったらきちっとおわびがあると思います。間違いやと思っていらっしゃらないんだというふうに私は理解します。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 先ほどおっしゃったように、認識不足ということは課長を通じて直接、村山議員に話をすべきかというような相談を受けたということですので、もっとはがきが着いた時点でですね、もう大方1カ月近くたってから根っから何の返事もないので、どう

考えておられるのかと課長に相談をしたら、そういうお話だったんです。ですので、私はここでお願いというか、ここにおられませんけども、松本氏にお願いをしておきたいのは、やっぱり一番大事なことは、間違いは素直に謝るべきやと思うし、そういう教育に徹していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

町長が今おっしゃっていたように、間違っていないと思っておられないというふうに私は課長から聞きました。配慮不足やったということについては十分反省すべきだというようなお話でした。そのことだけ申しつけておきます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私も1点伺っておきたいと思うんですけども、先ほどもお尋ねがありましたけども、今回提案になっております教育長の住所のことなんですけども、蒲生古池26番地の2という住所は、いろんなところを見ておりますと、ハンドクラブ、人材派遣会社の住所と同じということになっております。そこに住むということだと思んですけども、あわせてちょっとお尋ねしておきたいのは、このハンドクラブという会社は人材派遣の会社なんですけども、町の物品製造等の指名競争入札の参加資格者をとっておられます。そういうところに住所を構えるということは、先ほどもありましたように、今回、法改正で教育長の権限が非常に強くなったということで、通常これまで4年であった任期を3年にして、そして町長が直接任命すると、そういうことになっておるんですけども、そういうことを考えますとですね、特別職という立場からも含めて、そういう町に登録されておる指名業者の場所に住居を構えるというのは、これはやっぱりそういう立場からしても私は避けるべきじゃないかと思うんです。いろんな疑いも持たれる要因にもなるわけですから、その辺についてはどうであったのか、また私は直ちに住所はそういうところから変更すべきだと、こう思うんですけども、そういう点についてはどうであったのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 住所地でございますけれども、確かに、ハンドクラブという会社の住所地と同一でございます。居住部分につきましては、事務所の2階にある居住区の1室をお借りしているというふうにはお伺いしております。居住先をどこに求められるかというのは本人の判断であるというふうにも考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 町長に改めてお尋ねしたいんですけども、それは当然、本人が決めることだということは当たり前です。しかし、そういう立場をわきまえてですね、それは当然、住所地も構えると。あの2階に住んでおると、当然、家主はハンドクラブということにな

るわけですから、当然、その方とのいろんな行き来もあるし、話もされるという、そういうことは私は避けるべきだと。一定の権限を持った特別職がそういうところに住所を構えると。そして、その住所地が町の物品製造販売の指名競争入札の参加資格を持っておられると。当然、そういうことでありますから、町のそういうところですね、教育委員会にかかわっても資格があるわけですから、そういう権限との関係から考えて、私は当然避けるべきだし、そういう指導を町長の任命権者として私はすべきやというように思うんですけども、町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 議会の議論についてはお伝えしますが、私はやっぱり住むとこの自由のほうが優先されるべきだと思いますよ。そんなどこへ住め、ここへ住めというようなことを言いかけたら世の中成り立たへんと思いますよ、今の憲法下で。そんなことは知ってはると思いますが。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私はそういうことを申し上げたのではなしに、当然それほどこでも自由ですけども、町長も言われるようにですね、特別職という、そういう位置づけなんで、避けてほしいというのは、当然、任命権者として助言はできるんだと。どこへ住めということではないです。こういうところは避けていただくということは、当然、私は助言すべきだと思うんですけども、その点、もう一遍お伺いしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そやから最初に言うてますやん。この議会の議論はお伝えしますっていうて。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 山崎議員が質問されたことに関連してお聞きします。

今回は松本氏のこれまでのいろんな教育行政に長く携わっておられたことなど、いろいろとみんなが知っているというようなことも含めて、所信表明等の方針等の手続を踏んでいないという中尾課長の答弁でありましたが、本来ならば、初めてこういう町長の任命による教育長ということですので、今回はいろいろ特別参与ということでも私たちが松本氏のいろんなことについて知っているということもありましたが、今後のことも含めて、改めて候補者が所信表明を行った上で質疑なども行って、丁寧なそういう手続を踏んで教育長を任命するということについて今後のことも踏まえ、町長の見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本当に今、言うていただいたとおり、全然知らん人を提案するときには、当然、そういう手続を私が町長在任中は踏むだろうなというふうに今の議論を通じて感じました。そういう方向になると思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○15番（岩田恵一君） 私は松本氏の関係のことを言うつもりはないんですけど、今回の人事案件同意につきましては、法改正後、初の町長が任命する案件でございまして、議会の同意を得て初めてその職に就くことができるということは言うまでもございせんけれども、12月4日の議会運営委員会におきまして、初めて本件について私どもは知らされまして、驚きもあったところでございますけども、翌日の新聞にこのことが掲載をされまして、町民のほとんどの方は、教育長が代わるんだなということを認識されたというふうに思っております。

しかし、議会の同意を得て初めてその職に就くことができるということがあるというわけでございます、今では同意までに掲載をされます既成の事実のような受け止め方をするのは私だけかもしれませんけれども、人事案件には特に細心の注意を払っていただきたいというふうをお願いをしておきたいというふうに思うんですけれども、何かにつけて、我々議員が承知しない中で新聞記事に載るということがこれまでも多々見受けられますので、もう少し配慮をしていただきたいというふうに申し入れておきたいというふうに思いますし、このことについての町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 意外な発言です。私が載せたんでも通知したんでも何もありません。今も記者さんが来てはるさかいに、その人に言わはったらええの違いますか。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより同意第3号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第3号 教育委員会教育長の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、同意第3号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第81号 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更についての質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 1点伺っておきたいと思うんですけども、先ほど課長のほうからもる説明をいただいたわけでございますけども、当然、契約変更ということになりますと、その要因といたしますか、わかった時点から速やかに議会に提案するというのが本来の進め方だと思うんですけども、あえて12月議会にこの契約変更として提案されたということはどういうことの根拠なのか。

といたしますのは、この11月25日に臨時会が開催されました。契約変更であれば速やかにそこに提案するというのがあるべき手続的な方法を考えますと当然そうであるべきだと私は思うんですけども、あえて臨時会に提案せずにこの12月の定例会に提出されたということはどういう理由であり、どういう根拠なのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 事後処理になりましたことを大変申しわけなく思っているところですが、補修の工事という性格上、めくってみななければわからないとか、足場を組んでみななければわからない部分がありまして、そういった部分の数量を固めた後、金額を精査する上で、見積もりによる積算も必要となります。そういった関係で変更の請負金額の精査について確定したのがこの時期ということでご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 11月5日のいわゆる産業建設常任委員会で現場踏査もされて、そして、そこでの一定の説明もされて、今あったように、一定の追加工事が必要だということも説明があったというように聞いておりますし、ああいうようなところでもそういうことが出されておるわけですが、そういう面からいいますと、当然、その時点で追加が必要だということになれば、それに伴う必要な計算といたしますか、そういうものも当然されておることになると思うんですけども、それをもってですね、当然、工事も行われるということになると思うんですね。工事しておいてから、後からいろんなものを図面をつくったり計算するということにはないと思うんですけども、そういう面からいいますと、当然、その25日の時点で間に合うし、間に合うように事務手続的なこともすべきでなかったのかということをお私に思いうんすね。

25日から今日の間を考えれば、もう既に4日の時点で書類が議会運営委員会にも提出されておりましたので、そういう面からいいますと、その期間の間を考えても、当然、25日

までにそういうものができたはずやし、すべきであったんじゃないかと思うんですね。そういうことが本来あるべきやり方であるし、手続的なことだと、こう思うんですけども、その点についてもう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 数量の変更等生じます場合、その都度その都度、予算の範囲内であるかないかというところから、あと、概算の数字によりまして変更額が幾らになるかというところまではできますが、議会に提案する確定した数字となりますと、順次、仮設の足場を組みますので、足場を組んで現地を確認しないと見えてこない数字の部分もございまずので、そういった部分の確定に時間を要したということでございます。

あと、11月臨時会に提案をすればということでもございましたけど、臨時会は構成替えが主な議会というふうに思っておりましたので、自分の頭の中には臨時会に提案してということまでは考えておりませんでした。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田均君） これまでの経過をご存じかどうかわかりませんが、そういう臨時会に合わせていろんな補正予算も提出されたこともほとんどがそういうことですね。いろんな変更も当然これまで臨時会であわせて提出されておりました。そういう点からいいますと、町長が招集するというのはほとんどの経過でございます。今回初めて議会のほうから臨時会の招集を町長に要求したと、こういうことでもございますので、その辺はやっぱり担当課長というよりも、全体を統括しておる総務課長やその辺はどうであったのか、あわせて伺っておきたいというように思います。やっぱりこういうものはしっかり、改めて臨時会を開くということではなしに、25日に開かれるということになれば、当然、そこに合わせて必要なものは提出していくというのが当然あるべき進め方だと思うんですけども、改めてその点、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の議案の提出でございますけれども、11月25日に臨時会が開催をされるという点につきましては、事前にわかっていた部分でございますが、先ほども担当課長が申しましたように、積算等に時間を要していたということで、ぎりぎりまで数字のほう固まるかどうかという状況でございましたので、臨時会に提案することは難しいという判断をさせていただいて、12月定例会に挙げさせていただくという判断をとらせていただきました。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） まず、最初にお聞きをしておきたいんですけども、この議案に対してですね、当初いただいた資料は検討するのに非常に不備というんですかね、十分できないような資料添付になっているんですけども、その辺、議会に対してはやはり議会で検討するのに十分な、できるだけ親切な資料を添付すべきだと思うんですが、その辺についてまずお聞きをしたいと思います。

まず、1点目には、先ほど課長がおっしゃったように、あの現場とか今の季節とか、また立地条件等を考えますと、そういう変更すべきことがわかれば速やかに、場合によっては先行着工しなければならないと思います。これから冬に向かいますし、まして橋の工事ですから、凍結とか、そういう心配も出てくると思います。加えて、私は現場はもう一つわからんのですけども、谷間ですので、日陰で余計凍結しやすいような条件があると思います。だから、場合によっては先行してやらなければならないと思います。そのことが議員が理解できるようにですね、やはりなぜそういうことをしなければならないということが起きたときに、昔は私が土木工事に携わっていたときは、協議簿と言ったんですが、今は打ち合わせ簿と言ったそうなんですけども、なぜそういう経過がわかる資料を添付されておかなかったのか。そしたら先行してやられたということもよくわかると思います。

それから、二つ目には、金額の変更ですから、工期の変更でしたら工程表の添付は必要だと思うんですが、金額の変更ですから、具体的にどこがどう変わったのかということがわかる資料を添付すべきなのに、何で初めには工程表がついているのか、この辺も理解がわからないので、その辺をお聞きしたいと思います。その点について、まずお聞きいたしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今、おっしゃられました工事の打ち合わせ簿につきましては、主任監督員と総括監督員と請負業者とのやりとりの関係で、こういった打ち合わせ簿をつくりまして、数量の変更なり追加する工種、また変更に対象になる、ならないといった指示を発注者側と受注者側のやりとりを記録したものでございまして、その打ち合わせ簿につきましては結構な数量になります。その打ち合わせ簿をもって数字を確定して、積算をしていくという手順で行っておりますので、工事の書類としては打ち合わせ簿は存在しますが、全てのものを議会への提案資料として添付しているわけではございませんので、ご理解いただけたらなというふうに思っております。

今、おっしゃられますように、そういったものでご理解いただけるのであれば、そういった分につきましても今後検討すればいいのかなというふうには自分なりには思っております。

あと、工程表なり添付資料の関係なんですが、当初の工事請負契約の時点で資料のほうを添付させていただいておりますので、その資料に対しまして変更時点ではどうなったかということで確認いただけるような資料ということで、当初の契約と変更後の契約を対比した形で資料のほうを作成させていただいたところでございます。

今、おっしゃられました金額の変更が今回主なものでございますので、そういった関係で、本日追加の資料として請負の増減額がわかる追加の部分にかかります資料を添付させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 誤解してもろたら困るんですけど、緊急な、特別な工事ということでそういう方法もあるんじゃないかと。資料を全て、いわゆる打ち合わせ簿を全てとは言っていないです。そういう緊急を要するような事態が発生して、そのことについて打ち合わせをしてどのように進めたかということがわかるようにしとけばですね、極端なことを言えば、専決で議案を出されても理解ができるのでないかということをお願いしたんです。

ただ、専決につきましては、原則的には財産に関することはやるべきでないという見解のようですので、このことを私は勧めるわけではないんですけども、そういう配慮もできたんじゃないかと。

というのは、今の状態で議会が議決をすれば、いわゆる議会が議決をするまでに工事が進んでいるという事実を容認することになったら、議会の立場というのはないわけです。だから、そういう意味でも、今のことはちゃんとしとくべきでなかったかと、このように思います。

それと、今、打ち合わせ簿をお聞きしたのは、いわゆる先行発注を誰が決めて、誰が許可したのかということをお聞きしたいということで申し上げたので、ひとつその点をよろしくお願いします。お聞きします。

それから、こういうやり方につきましては、先ほど申し上げたとおり、議会で審議するのに十分な資料を添付してもらっていないということについて言いたいのは、やはりその根幹にはね、議会軽視の気持ちがあるのと違うのかなというように思うわけです。

先ほども教育長のことで申し上げたとおり、先行して工事を進めることはいいことか悪いことかは、多分、当事者の方は皆わかっていたと思うんです。それをどうしてもやらなければ

ばならないということであれば、それを理解してもらえるように、議会をもう少し重要視してもらわんと、ともかく出したらすっと通るわというような議会だというように考えておられるのなら、私は反省をしていただきたいと、このように思うんですが、当事者の方はどう思われますか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 工事の指示等につきましては、主任監督員なり総括監督員が確認した後、金額に係ることですので、相談を受けて、予算の範囲内であれば、こういった工種で工事を変更してくださいという打ち合わせをやりとりをすることとしております。

ただ、今回、通常の工事ではなく、議会の議決案件ということで、結果、事後処理という形で議会へ提案させていただかなければならなくなったことにつきましては、大変申しわけなく思っているところでございます。

あと、資料等につきましては、できるだけご理解いただける資料をとというふうに思って作成しているんですが、今回こういうこともありますんで、今後どういった資料を提案時に添付すればいいかということにつきましても、自分なりに考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 質問したことで答えてもろてないんですけど、今回、先行して工事が進んでいますね。この先行しても工事をしていいという指示は誰が出されたのか、その点ははっきりしてください。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 先ほど申し上げたつもりやったんですけど、私、確認して指示のほうをしております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） ちょっと聞き漏らしていてあれかもわかりませんが、工程表ですが、この計画実施ということで、実施の編み目が引いてあるところは完了済みというふうなことで考えたらよいのでしょうか。もう工事は11月末で終わっているということでのよいのでしょうか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 議案の提出が11月の末でしたので、12月以降の工程表で残っている部分につきましては編み目に表示したものでございますが、この工程表を11月

に作成して以降、工事のほうは進んでおります。そういった関係で、残っておりますのは、上から3段目の橋脚部分の断面補修工とその次の段の表面保護工、あと、高欄については既に設置が完了しまして、あと、ちょっと高さの調整を行うということでございます。あと、仮設工につきましては、上部工の仮設工は撤去しておりますので、今、下部工の仮設の撤去が残っているという状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 町長は常々、非常に優秀な職員ばかりだということに言われておられて、そのような職員の皆様方でありますからですね、契約変更を議会の議決を経ずに着工してもよいというようなことは考えておられないと思うんですが、しかしですね、現実には契約変更を行わずに工事を発注し施工したということで、何点か疑問がございます。

といいますのは、11月5日の日に産業建設常任委員会で現場踏査いたしまして、大体400万円程度の補正予算を12月議会をお願いしたいというふうに課長に説明を受けておられて、追加工事があるというのはですね、これは私も認識しておりましたが、その時点で大体金額が出ていますんで、追加工事の見積もり、積算が完了したんがいつだったのかということがちょっと私、疑問なんです。

それで、追加工事につきましては、1点は追加の見積もり、積算がいつ完了したかということでありまして、先ほどの質疑の中でですね、その積算が見積もりが整わなかったというような話もあって、遅れたというのが一つの理由だというふうに聞いたんですが、しかし、この追加工事の発注ですね、これがいつされたのかということですね。指示は最終的に課長がされたということですが、ですから、この発注の時期ですね、いつ発注をされて、業者がこの工事に着手をしたかということを正確に教えていただきたい。でないと、今までの質疑でかみ合わないところがございます、私も理解ができません。ですから、見積もり、積算ができないまま工事を発注、工事が進んでいたというような、そういうような感じもするわけでありまして、その辺のことを正確に教えてもらいたいと思います。

その2点ですね、とりあえずお願いします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） まず、舗装の打替工にかかります調整コンクリートの撤去なりその後の対策につきましては、まず床版コンクリートの密実でないコンクリート部分が既存の床版上にありましたので、その部分を8月20日からはつっております。以降、コンクリートのはつった部分に対して強度的にどうかということなり、その後の工法について見積

もりなり積算を、あと、荷重の検討等を行っておりまして、工法について見積もりを依頼しているのが9月7日からでございます。見積もりが提出されて、床版部分でございますので、面積のほうはもう確定していますので、それに対しまして見積もりによりまして積算を行いまして、床版の増し打ちの指示をしておりますのが9月24日付ということでございます。配水管の取り替えにつきましては、10月30日に取り替えの協議を行いまして、11月10日に配水管の取り替えの指示書のほうを交付しているところでございます。

追加の部分につきましては、その都度、その部分だけにつきましては数字が出るんですが、先ほど来、申し上げておりますように、床版の裏面の補修工なり下部工も含めまして、全ての数字を確定して、その都度その都度、議会へ資料提供ができればよかったんですが、全ての数字なりが確定した時点で、本日、提案のほうをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） ですから、先ほどからも言うてますように、この追加工事の積算、見積もりですね、積算ができるまでに工事がもう着手されて完成しておったんやないかということ言うておるんですが、その辺はどうですかね。そういうことになりませんかね。

最初の本契約で工事請負が出た分については、それはどんどん進めていったらいいわけで、追加工事のことを言うておるんですよ。追加工事の部分が積算ができへんままにその工事が発注・施工されていたというように受け取るんですが、そういうことはないですかね。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 変更が生じる部分につきましては、概算は積算しますけど、その都度その都度、変更設計書で変更の起工を行うということはしておりません。ある程度の数字が固まった時点で変更の起案を行って、決裁を受けるということとしております。

今回追加の部分につきましても、議会への提案が本日になったことは申しわけなかったんですが、当初持っております予算の範囲内で、変更の予算額に見積もりをいただいた後に概算の積算をしておって、その時点でこれは予算の範囲内でいけるという判断をして、請負業者のほうに指示をして、追加の工種について施工をしておるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 追加工事をその都度その都度ということで、まとめて今、出てきたということなんです、このやり方はですね、やっぱり発注したら当然変更になるんですか

ら、その都度変更をかけなんだらおかしいのと違いますかね、規程上でいうたら。最終的にまとめて、今回でしたら、工種的にいうたら五つぐらい追加の工種があったと思うんですね。それを1回1回、追加が出たら、発注をかけるということは、当然、議会の議決が必要なんですよ。それをまとめてやったというところに原因があるん違いますかね。ですから、そういうやり方はもうやめてもらいたい。追加が出たら、確定して、発注業者に発注をかけた時点、それまでで積算をしながら、まだ次もあるかもしれんということでまだ発注をかけてなかったらよろしいよ。それで固めてやるとか、工期やったら工期を延ばすとか考えて、そういうことをやってもらわなんだら、こんなもん1回にまとめてやるさかいにこういうことが起きてきとるん違いますか。それを改めてもらわんと私はあかんと思うんですわ。

それで、今年の第4回12月定例会においてもですね、地域振興拠点施設の追加工事が不  
等沈下がおきまして、薬液注入という追加工事で4,000万円ほど出まして、今回、ちよ  
うど1年でまたこういうような不適切な契約、事務処理があったということで、再発防止対  
策について、これはやっぱり行ってもらいたいというふうに思いますので、この件につ  
いては町長の答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） こういうことが二度とないようにという指示をしております。議会運  
営委員会に出させてもらっているんで、そのときのご指摘がありましたんで、もちろん議長  
からのアドバイスもあったんですが、この件についてはまことに申しわけなくおわび申し上  
げますとお断りさせてもらったんですけど、こういうことが起きないように指示してま  
すので、以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） まず、先ほどもあったように、再発防止対策については真摯に受け止  
めていただいて、今後このようなことがないようにまずしていただきたいというのが1点と、  
あと、今回の不適切な契約事務処理に関してですね、地方自治法第96条第1項第5号の規  
程でありますとか、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の範囲を定める条  
例、これに違反しているということが言えると思います。

今回、これに大きく逸脱する行為であったということですが、これに基づいて、地方公務  
員法第32条では、職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の  
規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い云々、そういったところ辺を忠実に従わ  
なければならないというふうになっております。そういったところから、今回この不適切な処  
理にかかわった職員の処分を求めたいと思いますが、それに対する見解をお願いいたします。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 先ほど町長から答弁がありましたように、私自身については、昨年にも経験がありましたけども、またこういう状況でございます。これについては本当に申しわけなく、私からも心からおわびを申し上げたいと思っております。

このことにつきましては、組織全体のことでもございます。二度とこういうことがないように、再発防止をしっかりと、私も含めて対策を練ってまいりたいと思っておりますので、今後とも意を尽くしたいと思っております。そういうことで答弁とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 処分に関する委員会もありますので、これを委員会に諮っていただく考えがあるかどうかお答えください。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 今のところ、それは考えておりません。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 議長、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第81号 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更については審議を十分尽くすため、所管の常任委員会に付託することを望みます。

（「賛成します」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ただいま篠塚君から、議案第81号については産業建設常任委員会に付託して審査することの動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

篠塚君の動議を議題とし、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（少数 起立）

○議長（野口久之君） 起立少数です。

したがって、本案については、産業建設常任委員会に付託して審査することの動議は否決されました。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

- 13番（梅原好範君）　ただいま上程になっております議案第81号　平成27年度　社会資本整備総合交付金事業丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更につきまして、私は賛成の立場で討論を行います。

今回の補修工事が行われております丸山橋は、昭和44年に架設されたものであり、運用開始以降45年が経過することから、町の橋梁長寿命化計画に基づき修繕工事が実施されております。

この丸山橋は1級河川の由良川と府道市島和知線をまたぎ、広瀬集落と出野集落間を結ぶ生活道路として位置づけられております。

また、府道市島和知線は、連続雨量による交通規制区間でもあり、緊急時には避難路として大変重要な橋梁であり、以前より地域からは強い要望が再三再四届けられており、安心安全な日常生活を担保するため、一日も早い事業完成が待ち望まれております。

今回の契約変更は修繕工事を行う上での必要不可欠な工種の追加であり、高い緊急性のもと、速やかな施工が求められているところです。

しかしながら、本件は言うまでもなく議会の議決案件であり、町には報告時期を誤ることなく説明する責任があります。今後におきましては、引き続き議会との連携を密に、速やかな報告と適切な対応を強く求めるとともに、専決処分等の有効策を十分に検討いただくことを申し上げ、議案第81号　平成27年度　社会資本整備総合交付金事業　丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更に賛成といたします。

- 議長（野口久之君）　ほかに討論はありませんか。

松村君。

- 11番（松村篤郎君）　ただいま提案のあった議案第81号　平成27年度　社会資本整備総合交付金事業　丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更について、賛成の立場で討論を行います。

丸山橋橋梁補修工事につきましては、去る11月5日に開催した閉会中の産業建設常任委員会において現地調査を実施したところであります。

事前に担当課より契約の変更が生じていたことを聞かされた件であり、工事の進捗状況とあわせ変更内容について現地にて確認したものであります。

6月の第2回定例会において契約案件として議決してから順調に工事が進む中において、提案説明があったとおり、床版のコンクリートを打ち替える変更が生じたことによる変更契

約となったものであるが、既に変更内容の工事が着工することについては、工程の進捗等の兼ね合いもあったものと察せられます。今議会で提案の不手際が見受けられましたが、工事施工と議会開催の期間の狭間であったと受け止められます。工事期間中には地域住民に通行止めで長期にわたり大変不便をかけていることもあり、工期内完成を望むとともに事務手続には今後十分留意されることを要望し、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 私は、この議案に反対の立場で討論をしたいと思います。

先に誤解を受けたら困りますので申し上げておきたいんですが、この工事そのものが問題があるということではないわけです。当然やるべきだと思います。

それから、先ほど質問の中で私、申し上げていましたように、これからの季節、冬になること、また現場が橋の上、また和知地区というのは結構、雪も多いし、寒いところ。谷間で日陰でそういう懸念が重大だと等から考えたら、一日も早く施工することは必要だと思うんです。もしも、そういうことでやられるのなら、もっとほかの方法が、先ほど出てましたように、この議会には専決案件として提出して、そういう緊急を要するということを十分に説明をして、議会で承認をいただくという努力をすべきだと思うんです。そういうことがないままにこういう議案が出されて、そういうことで可決されるということには私は反対だということでございます。

「京丹波 味夢の里」の工事もそうですけども、今後、十分気をつけると言いながら、これで私が知る限りでは二度目、よく似た事態が発生しているわけですね。先ほどから申し上げていますように、専決そのものは、原則的には財産に関することは差し控えたほうがいいということですので、よいことではないと思うんです。しかし、今、申し上げましたように、地域の問題とか、これから工事にかかる時期の問題とか、そういういろんなことを考えたら、特別扱いとして専決すべきだった。そういうことをしなかったというのは、ある意味では議会に対する軽視というんですかね、不親切さが出ていると、このように思いますので、その意味の警告も含めて、この議案に対しては反対をしたいと。

これで反対討論といたします。

以上です。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山内君。

○6番（山内武夫君） ただいま上程になっております議案第81号 丸山橋橋梁補修工事請

負契約の変更につきまして、賛成の立場から討論を行いたいというふうに思います。

今回提案となっております事業は、橋梁の長寿命化修繕計画に沿って耐用年数の延長を図るために工事に着工しておるものでございまして、今回、工事施工中に判明をいたしました床版コンクリート工事や路面排水口の改修が必要となったことから追加工事を行うものでありまして、橋梁を良好な状態に維持し、耐用年数の延長を図るための最善の策であるというふうに考えます。

今回の工事につきまして、議会に諮るまでに既に着工済みである旨の報告が当局のほうからありましたけれども、工事の施工上、やむにやまれぬ事情を考慮いたしましたとしてもですね、明らかに予算執行権を逸脱した行為であるというふうに考えます。せっかく町民の皆さんが喜んでいただける、よい事業をしながら、こういう初歩的なミスでこのような指摘をしなければならないということはまことに残念であります。行政運営上、本来あってはならないことでありまして、極めて遺憾であるというふうにいえます。

今後におきましてはですね、議会の意思、これを真摯に受け止める中で、工事の進捗状況等、常に把握に努めるとともに、内部事務で十分な注意喚起を行いながら、再発防止に万全を期されるよう強く求めて、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第81号を採決します。

議案第81号 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。10時50分まで。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 議長、動議を提出いたします。

先ほど可決されました議案第81号 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山

橋橋梁補修工事請負契約の変更に関する附帯決議を提出いたします。

(「賛成します」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これより暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○議長(野口久之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま可決されました議案第81号 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更に関して、篠塚信太郎君ほか1名から、お手元にお配りしました附帯決議案の提出がありました。これを議題とし、提出者の説明を求めます。

篠塚君。

○4番(篠塚信太郎君) ただいま上程になりました議案第81号 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更に関する附帯決議の提案理由の説明を申し上げます。

議案第81号 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約の締結につきましては先ほど可決されたところではありますが、議会の議決に付さなければならぬ工事請負契約の変更が生じたにもかかわらず、議会の議決を経ずに688万5,000円の追加工事を発注・施工させるという不適切な契約事務処理が発生をいたしました。不適切な契約事務処理の再発防止に向けた取り組み等について、議案第81号の附帯決議をするものであります。

○議長(野口久之君) これより暫時休憩いたします。

11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長(野口久之君) それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

篠塚君。

○4番(篠塚信太郎君) この附帯決議案の朗読を事務局にお願いします。

○議長(野口久之君) 堂本議会事務局長。

○議会事務局長(堂本光浩君) それでは、朗読をさせていただきます。

議案第81号 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更に関する附帯決議

京丹波町議会の付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例(平成17

年10月11日条例第47号)第2条の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事、または製造の請負とすると定められており、議会の議決に付された工事請負契約の変更についても議会の議決に付されてきたところである。しかし、今回、平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約において議会の議決に付さなければならない工事請負契約の変更が生じたにもかかわらず、議会の議決を経ずに688万5,000円の追加工事を発注・施工させるという不適切な契約事務処理が発生した。今回の不適切な契約事務処理は、京丹波町土木建築課担当職員の法令遵守の欠落によるところが大きいとされているが、管理職及び理事者の管理監督体制の甘さが不適切な契約事務処理を引き起こした要因でもある。そして、今回のような不適切な契約事務処理の再発防止に向けた取り組み等について、下記のとおり、議案第81号 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更に関する附帯決議とする。

記

1 議会の議決に付さなければならない工事請負契約は、定例会及び臨時会を開催し、議決を得ること

2 再発防止に向け、条例を遵守した事務処理及びチェック体制を確立すること

平成27年12月8日 京丹波町議会

以上でございます。

○議長（野口久之君） これより附帯決議案に対する質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 附帯決議を行うことについては賛同するものなんですが、内容の文章等についても一定の意見もあるわけですが、特に2点について伺いたいし、ぜひですね、もう少し文章的に変更はできないものかということをお伺いしておきたいと思うんですけども、1点目の議会の議決に付さなければならない工事請負契約は、定例会及び臨時会を開催し、議決を得ることと、こうなっておるんですけども、これは当然、法律でも決まっているわけなんで、それをあえて附帯決議で示すということについていかがなものかなと思うので、できれば議会の議決に付さなければならない工事請負契約は、今後必ず議会の議決を得ることと、これも当然なんですけども、定例会、臨時会ということを示すよりはそれのほうがいいのではないかとということで、今いただいて、今どうするかということなんで、不十分な面もありますが、そういう文言はどうかということをお尋ねしたいということでございます。

それから、再発防止に向け、条例を遵守した事務処理及びチェック体制を確立することと、

こうなっておるんですが、もう少しこの部分については、いつまでにとか、そういうものも一定必要でないかというように思うんですけども、その点について提案者の考えを伺いたいと思います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 山田議員からただいまご質問があった件でございますが、附帯決議の1点目の「定例会及び臨時会を開催し」というところですね、「今後、必ず議会の」ということに置きかえるということにつきましては、私は異論ございませんので、そういう訂正をお願いしたいというふうにします。訂正します。

2点目のいつまでという時期を明確に明記すべきではないかということでもありますので、今後こういう契約案件も日々出てくるわけでありますから、「再発防止に向けて早期に」という文言を挿入したいというふうに思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって附帯決議案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、附帯決議案の反対者の発言を許可します。

松村君。

○11番（松村篤郎君） ただいま提案されました附帯決議につきまして、反対の立場で討論を行います。

本日提案されておりました議案第81号につきましての質疑並びに討論につきまして、理事者並びに担当課長等から、十分なるおわびと今後に対する決意を述べられました。そして、討論の中でもそうしたことについて十分に留意するよう申し上げさせていただいたところがあります。

したがいまして、改めてこのような附帯決議を提出することにつきましては、反対といたします。

○議長（野口久之君） 次に、附帯決議案に賛成者の発言を許可します。

討論ございませんか。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案になっております丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更に  
関する附帯決議案に対して、賛成の立場から討論を行います。

先ほど賛成者の方からいろいろ質疑や討論の中で指摘もし、そして今後の改善の決意も述べられたと、こういうことですが、質疑の中でも出されておりましたように、こうした変更のやり方が初めてではなしに、わかっておるだけでも二度目ということですが、内部の体制強化、チェック体制というものも表明されましたけども、実際にこれまで議会の中で、今後二度とこういうことがないようにということを答弁されながらですね、また起こっておるということは、やはりこれは議会として明確にそのことについて態度を示すべきだと。

提案されております附帯決議の内容を見ましても、当然しなきゃならないことを改めて議会として附帯決議として態度を示すという、こういうことですから、これは議会がこういった契約案件に対して法律遵守、議会にしっかり提案して、そして審議を受けるとい、そういうことからいいましてもですね、当然、改めてこの附帯決議をして、議会としての態度を表明するということですから、私は当然、この附帯決議に議員の皆様方が賛成してですね、何ら不信任をするものでございませぬので、議会としての態度がこうあるべきだということを示すものでございませぬから、大いに賛成し、これは全会一致で賛成されるべき内容のものだということをお願いしたいと思います。

当然、附帯決議の内容を見ましても、当たり前のことを改めて記載されておるわけですが、改めてこういう立場を我々も認識をします。そして、理事者側もこういった内容に基づいてしっかりやるべきだと、こういうことを示すものであるということも申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第81号 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業 丸山橋橋梁補修工事請負契約の変更に  
関する附帯決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方は挙手願います。

（少数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手少数です。

よって、篠塚君ほか1名から提出された決議案は、否決されました。

お諮りします。

ただいまから上程になります日程第7、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第22、議案第96号までの議案については、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

《日程第7、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について～日程第22、議案第96号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)》

○議長(野口久之君) これより日程第7、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第22、議案第96号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) それでは、引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、野間雅彦委員の任期が12月25日をもって満了となります。このため、引き続き選任することについてご同意をお願いするものであります。

野間氏は地元地域の実情に精通され、豊富な知識と経験をもとに職務を適切に務めていただいております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第82号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定では、番号法の制定に伴い、税分野、社会保障分野及び災害対策の各分野において相互に個人情報連携させることにより、住民が申請する場合の添付書類の軽減を図ることを目的として、新たに条例を制定するものであります。

議案第83号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定では、地方税法等の一部改正に伴い、猶予制度の見直し等所要の改正を行うものであります。

議案第84号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定では、番号法の施行に伴い、減免申請書の記載事項としまして、個人番号を追加するものであります。

議案第 85 号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定では、奨学生の負担軽減を図るため、申請に基づき、町立病院等における医師の業務に従事した期間が 1 年終了するごとに奨学金等の 1 年分に相当する額を免除するものであります。

議案第 86 号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定では、個人番号の利用開始に伴い、保険料の徴収猶予及び減免に係る申請事項に個人番号を追加するものであります。

議案第 87 号 京都地方税機構規約の変更では、京都地方税機構が処理する事務に新たに軽自動車税申告書等のデータ作成及びこれに関連する事務を追加するものであります。

次に、議案第 88 号 平成 27 年度京丹波町一般会計補正予算（第 4 号）では、補正前の額 118 億 5,080 万円から 7,020 万円を減額し、補正後の額を 117 億 8,060 万円とすることをお願いしております。

今回の補正予算につきましては、事業の確定、進捗状況等により事業費を見込むとともに、新たな財政需要を勘案しつつ編成したものであります。

主な補正内容であります。まず増額となります経費のうち総務費では、総務一般管理経費として、ふるさと応援寄附金の増加に伴うお礼の品など必要経費に 542 万円、民生費では老人医療事業として、医療費の伸びに対応するため老人医療給付費に 429 万円、農林水産業費では、有害鳥獣対策事業として捕獲隊員の狩猟活動における事務手続の簡素化と事務処理の迅速化を図るための経費とデジタルカメラ購入などに 316 万円、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業で、鶏舎取り壊し後のコンクリート撤去及び整地経費として 4,100 万円、商工費では、鐘乳洞公園管理運営事業で年間入園料等の増収に伴いまして協力会への管理運営委託料として 206 万 5,000 円、京丹波まると観光推進事業で森の京都情報発信設備として、道の駅「京丹波 味夢の里」に道路案内や観光案内などの情報発信設備の整備に 300 万円、消防費では、京都中部広域消防組合負担金として交付税確定により、その算定基礎となった基準財政需要額に基づく増額分 1,509 万 4,000 円を計上しております。

また、減額となります主な事業のうち総務費では、本年 4 月 12 日執行の京都府議会議員一般選挙において、南丹市及び船井郡選挙区が無投票となったことから、執行経費の精査により 935 万円 2,000 円の減額、農林水産業費では、土地改良施設維持管理事業において補助金要望事業として採択されなかったため池整備で 3,400 万円の減額、土木費では、道路新設改良事業において当初見込んでおりました交付金の額が大幅に減額となったことから、充当路線を精査したことで 1 億 1,323 万 7,000 円の減額となったところであり

ます。

また、人件費につきましては、各種手当の精査を行い、各費目ごとに計上しております。

歳入におきましては、これらの財源として、国・府等の特定財源を見込むとともに、不足します額につきまして財政調整基金から2,994万1,000円を繰り入れております。

議案第89号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額を22億9,246万1,000円に1億4,576万円を追加しまして、補正後の額を24億3,822万1,000円とすることをお願いしております。一般療養給付費及び高額療養費等保険給付費の増加等に伴う補正を行うものであります。

議案第90号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額2億2,399万7,000円に6万5,000円を追加し、補正後の額を2億2,406万2,000円とすることをお願いしております。特別徴収義務者の変更に伴うシステム改修負担金の増加による補正を行うものであります。

議案第91号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、事業勘定において、補正前の額22億3,768万2,000円から937万4,000円を減額し、補正後の額を22億2,830万8,000円とすることをお願いしております。介護サービス給付費の減額等に伴う補正を行うものであります。

また、老人保健施設サービス勘定におきましては、補正前の額1億7,710万円から819万5,000円を減額し、補正後の額を1億6,890万5,000円とすることをお願いしております。人件費の精査による減額等に伴う補正を行うものであります。

議案第92号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額15億6,620万円に2,430万円を追加し、補正後の額を15億9,050万円とすることをお願いしております。水道管移設工事、漏水修繕工事の増額等による補正を行うものであります。

議案第93号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、補正前の額が9億7,428万円に750万円を追加し、補正後の額を9億8,178万円とすることをお願いしております。農業集落排水施設及び公共下水道事業おける処理施設の修繕料の増加等による補正を行うものであります。

議案第94号 平成27年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額1億1,572万5,000円から228万円を減額し、補正後の額を1億1,344万5,000円とすることをお願いしております。バス車両購入額の確定に伴う減額等による補正を行うものであります。

議案第95号 平成27年度京丹波町松山財産区特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額1,900万円に211万4,000円を追加しまして、補正後の額を2,111万4,000円とすることをお願いしております。土地貸付料の増加等による補正を行うものであります。

議案第96号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）では、収益的支出において、人件費及び検体検査委託料の増加等に伴う補正を行うものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

何とぞ慎重にご審議を賜りまして、原案に賛同いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

説明は日程順にお願いをいたします。

松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） それでは、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置につきましては、地方税法第423条第1項並びに税条例第77条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとなっており、地方税法第423条第3項により、当該委員を選任することについて議会の同意をお願いするものであります。

委員の任期は3年で、現在、旧町単位に1名ずつ、計3名の委員にお世話になっております。

今回、本年12月25日に任期満了となります和知地域の野間雅彦氏を再任することについて同意をお願いするものでございます。

それでは、同意第4号を朗読して説明にかえさせていただきます。

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を京丹波町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

京都府船井郡京丹波町坂原タハ27番地1、氏名 野間雅彦、昭和32年8月27日生まれ

平成27年12月8日提出、京丹波町長 寺尾豊爾

提案理由

固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任する必要があるため。

なお、職歴等につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第82号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の第9条第2項の規定におきまして、地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉・保険もしくは医療その他の社会保障、地方税または防災に関する事務その他これらに類する事務であって、条例で定めるものの処理に関して、保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるかとされているところでございます。

今回新たに条例を制定しまして、特定個人情報ファイルの利用を図ることで住民の申請手続等の簡素化、あるいは利便性の向上を図るものでございます。

現在活用しております市内の行政情報システムにおきましては、税分野から社会保障分野におけるさまざまな個人情報を管理しております。それぞれ手続におきまして法の縛りもあり、分野ごとでの利用しかできていない状況でございます。住民の方がさまざまな申請時にそれぞれの分野の証明書の添付等が求められるところでございます。しかし、今回の番号法の制定に伴いまして、税分野、社会保障分野及び災害対策分野において、各分野の個人情報を利用や提供することにより、住民の方が申請する場合の添付書類の軽減を図ることが可能となります。このため、システム内での市内連携を可能とするためには、番号法に規定します利用範囲事務及びその事務に対する情報の照会並びに提供が準用できるように新たに条例を制定し、特定個人情報ファイルの利用を図るものでございます。

改正の内容につきましては、議案書を1枚めくっていただきまして、裏面をごらんください。

まず、第1条の趣旨につきましては、ただいま申し上げました内容のことを記載しております。

次に、第2条の定義でございますが、まず1号で個人番号とは、住民票コードを返還して得られる番号のことを言っております。

また、2号の特定個人情報といいますのは、個人番号をその内容に含む個人情報のことを言っております。

3号の個人番号利用事務実施者とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部または一部の委託を受けた者をいいます。

4号の情報提供ネットワークシステムとは、行政機関の長及び地方公共情報システム機構、通称J-LISと呼びますが、この仕様に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織でありまして、暗号その他の内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる特定個人情報の提供を管理するために総務大臣が設置または管理するものを言っております。

次に、第3条では、長の責務について記述をしております。

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関しまして、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施することとなっております。

具体的には、必要な措置とは、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針の整備などを行うことでございます。

また、地域の特性に応じた施策とは、町独自で行う社会保障政策に関して、個人番号の利用などに関し独自の取り組みを行えることでございます。そういったことを今後想定しているものでございます。

次に、第4条では、個人番号の利用範囲を明記しております。

第1項で定める事務は、町長または教育委員会が行う事務で、議案書の3枚目につけております一番最後の別表第二をごらんいただきたいと思っております。細かな字で恐縮でございますけれども、ごらんいただきたいと存じます。

この別表第二の表は番号法に記載をされているものでございまして、本町もこれを引用するものでございます。

この別表第二の第2欄、左から四つ目ですね、第2欄に記載をされている事務をそれぞれ掲載しておりますけれども、この事務を対象とするものでございます。

また、本文の第2項でございますが、この別表第二の第4欄、一番右側でございますが、この欄に記載されています特定個人情報であって、町において保有する情報についてのみ利用できることと記載をされております。

なお、1枚戻っていただきまして、同じく参考につけております別表第一でございますけれども、これにつきましては、今回の条例では引用することはございませんが、個人番号を利

用することができる者及び事務について記載をされているものでございます。これも番号法の別表ということで掲載をされているものでございまして、参考としてつけさせていただきます。

本文に戻っていただきまして、第5条でございます。

第5条では、委任としまして、条例の施行に関して必要な事項は町長が別途定めることができるというふうに記載をしているところでございます。

最後に、番号法附則第1条第4号に掲げます規定の施行の日といたしますのは、平成28年1月1日となります。

以上で、議案第82号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定につきましての補足説明いたします。

ご審議賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 議案第83号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、今回提案させていただく猶予制度に係る改正案以外の改正につきましては、既に第2回臨時会並びに定例会において議決をいただいているところでございます。

今回の条例改正の内容につきましては、まず第1条関係の改正では、猶予制度に係る規定の改正をお願いするものでございます。

平成26年度税制改正において納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われたところであります。

これを受けまして、地方税の猶予制度につきましても、国税の見直しに準じた所要の見直しが行われることとなり、平成27年度の税制改正により地方税法が改正されたところでございます。

今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が新設されることなど、昨年度の国税改正の内容を踏まえたものとなっております。

また、地方分権を推進する観点から、一定の事項については条例で定めることとされたことから、町税条例につきましても所要の改正が必要になったところでございます。

今回の条例改正につきましては、地方税法の改正に基づき、国税改正に準拠する形で猶予

制度に係る分割納付の方法や申請手続などの事項について規定に明記を行うものであり、その内容についての改正をお願いするものであります。

次に、第2条関係におきましては、本年9月の地方税法施行規則の一部改正及び番号法の整備に伴いまして、本年6月の定例会でご承認賜りました町税条例の一部改正に係る改正条文について所要の整理を行うものでございます。

それでは、税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表並びに資料によりましてご説明を申し上げます。

まず、第1条関係でございます。

第1条関係新旧対照表の1ページ並びに資料につきましては、1ページの中ほどをごらんください。

第8条につきましては、地方税法の改正に基づき、徴収の猶予をする場合及びこの期間を延長する場合における徴収金の分割納付または分割納入の方法につきまして、国税規定に準じた内容によりまして毎月納付とすることなどについて、規定に明記するものでございます。

次に、新旧対照表2ページから4ページにわたります。資料につきましては、引き続き1ページをごらんください。

第9条につきましても、地方税法の改正に基づき、徴収の猶予等を申請する場合における申請書への記載事項や添付書類の内容など、一定の事項について、国税規定に準じた内容に基づきまして規定に明記をするものでございます。

次に、新旧対照表4ページから5ページ、資料につきましては1ページをごらんください。

第11条につきましても、地方税法の改正に基づきまして、職権による換価猶予の要件及び手続等につきまして、規定において明記するなどの改正を行うものでございます。

次に、新旧対照表5ページから6ページ、資料は裏面の2ページをごらんください。

第12条につきましては、地方税法の改正において、納税者の申請による換価の猶予制度が新設されたことに伴いまして、その申請期限を納期限後6カ月以内とすることなど、その申請手続など一定の事項について、規定に明記を行うものでございます。

次に、新旧対照表6ページから7ページ、資料は引き続き2ページをごらんください。

第13条につきましても、地方税法の改正に基づきまして、担保の徴収基準について、担保を徴する必要があるとなる場合の猶予に係る金額を100万円以下に、また期間については3カ月以内とすることなど、一定の事項について、国税規定に準じた内容により規定に明記を行うものでございます。

新旧対照表7ページ、第18条並びに第23条につきましては、地方税法並びに同法施行

令の文中表現につきまして、それぞれ整理をさせていただくものでございます。

次に、第2条関係でございます。

この改正につきましては、地方税法施行規則が平成27年9月に一部改正がなされたことや番号法における一部改正に伴いまして、平成27年第2回定例会において議決をいただきました税条例の一部改正条例につきまして、その関連する内容についての一部改正をお願いするものであります。

それでは、第2条関係、新旧対照表8ページをごらんください。

文中第2条に関係する内容につきましては、通則に係る用語を定めているところでありまして、地方税法施行規則の改正によりまして、納付書及び納入書については、当面の間、個人番号及び法人番号を記載不要とされたことから、規定におきましても同様の整理を行う必要がありますので、条文中該当する条項等について削除を行うものでございます。

次に、新旧対照表の8ページから9ページをごらんください。

第36条の2、第63条の2、第89条、そして第139条の2につきましては、番号法の整備に伴いまして、それぞれ文中表現の整理を行うものでございます。

最後に、新旧対照表の9ページから10ページをごらんください。

附則第1条につきましても、先ほどの第2条と同様に、地方税法施行規則の改正に伴いまして、同様に、文中の第2条関連の条項について削除をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第84号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる個人番号法の施行に伴いまして、国民健康保険税の減免に関する条文の改正を行うものでございます。

具体的には新旧対照表によりご説明させていただきますので、2枚目の横長の表の裏面、最終ページでございますが、ごらんください。

右が現行で左が改正案となります。

第25条第2項第1号中でございますが、保険税の減免を受けようとする者の氏名及び住所に根拠法令と合わせて個人番号の文言を追加するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成28年1月1日とさせていただきますのでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君）　　ここでお諮りをいたしますが、12時を大分回ると思いますが、これを続けさせてもらってよろしいかお伺いをしたいと思います。

いかがですか。大体12時半頃までなるん違うかなというように思うんですが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君）　　じゃあ、このまま続けていきたいと思えます。

藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君）　それでは、続きまして、議案第85号 京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、先ほど町長から提案説明がありましたように、地域医療におけます医師不足におきまして、医師確保の課題が現在も喫緊の状況下でございます。本町でも医師確保のための医師確保奨学金貸与制度の条例を制定いたしました。しかし、同条例に規定する奨学金の返還におきまして、免除された奨学金等は所得税法上の給与に当たるという国税庁の見解が出ております。このため、現行の条例規定のまま卒業後に国保京丹波町病院等におきまして奨学金を貸与した年数を勤務した場合、貸与した金額を一度に全額免除することとなるため一度に大きな税負担となり、場合によっては高い税率等が強いられることが想定されます。

よって、現行の条例第4条の本文におきまして、町立病院等における医師業務に従事した期間が1年を終了するごとに、本人申請によりまして1年分の奨学金の免除を行うこととしたものでございます。

具体的には新旧対照表によりご説明させていただきますので、3枚目の横長の表でござらんくださいませ。

まず、京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例第4条の返還の免除について定めたもので、旧側の右側部分の本文に左側の新側のとおり、町立病院等における医師の業務に従事した期間が1年終了するごとに奨学金等の12月分に相当する額を免除することができるものとするを加える改正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、京丹波町医師確保奨学金等の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 続きまして、議案第86号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、先ほどの国民健康保険税条例の一部改正と同様に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、介護保険料の徴収猶予及び減免に関する条文について改正するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表をごらんください。

第8条では保険料の徴収猶予について規定しておりますが、第2項第1号において、その申請に当たって個人番号を記載していただくよう、その根拠法令と個人番号の文言を追加するものでございます。

また、第9条 保険料の減免についても同様に、申請書に個人番号を記載いただくよう追加するものでございます。

改正条例の施行日は、個人番号法附則第1条第4項に掲げる規定の施行の日からとしておりますが、平成28年1月1日からとなります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） 議案第87号 京都地方税機構規約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の変更につきましては、京都地方税機構が処理する事務に新たに軽自動車税申告書等のデータ作成及びこれらに関する事務を追加するために、その規約を一部変更することについて、地方自治法の規定に基づき上程をさせていただくものであります。

京都地方税機構規約に基づく事務につきましては、平成22年から徴収業務を、平成24年度からは法人関係税業務について、京都府と府下25市町村の共同で行っているところでございます。このたび業務の効率化や適切かつ公平公正な税業務の一層の推進を図るため、軽自動車税の課税に関するデータ作成等の一部事務について京都地方税機構が処理する事務に追加するため、機構規約の一部変更をお願いするものでございます。

平成26年税制改正によりまして、平成28年度から実施されます環境性能に応じた経年車重課並びにグリーン課税への対応が必要となり、平成28年4月から国よりデータ提供が

開始されます車両検査情報を活用した事務処理が必要となってまいります。

このことに対応するため、個々の対応ではなく、京都地方税機構が構築する共同処理システムと国から提供される車両検査情報を活用した申告書等のデータ作成を共同で実施することにより、軽自動車税業務の効率化、適正化を図るものであります。

なお、今回の業務範囲は、原動機付自転車や農耕用等の小型特殊自動車を除いた車両が対象となっております。

それでは、規約の変更内容につきまして、その概要を新旧対照表によりましてご説明を申し上げます。

まず、新旧対照表 1 ページをごらんください。

第 4 条につきましては、広域連合の処理する事務について定めるものであります。

今回新たに第 2 号として、原動機付自転車や小型特殊自動車を除く軽自動車に係る申告書等のデータ作成及びこれらに関連した事務について定めるものであります。

また、あわせて、このことに伴います号番号のずれについても、あわせて整理を行うものであります。

第 5 条につきましては、地方自治法に基づき、広域連合が作成する広域計画の項目について定めるものであります。

軽自動車に係る事務の追加に伴いまして、第 1 項中における号番号についても同様に追加を行うものであります。

最後に 2 ページ、第 1 7 条関係に係る別表につきましては、第 4 条第 2 項の改正に伴いまして、新たに軽自動車税事務に係る負担金区分並びに負担金額等について追加するものであり、現行の徴収業務及び法人関係業務と同様の考え方に基づき、新たに定めるものであります。

なお、施行期日につきましては、総務大臣の許可日からとなります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、平成 2 7 年度京丹波町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算から 7, 0 2 0 万円を減額し、補正後の額を 1 1 7 億 8, 0 6 0 万円とすることをお願いするものでございます。

概要といたしましては、先ほど町長の提案理由の説明にございましたとおり、事業の確定

等によります減額、あるいは特定財源の決定等に伴います財源の振り替えを行うことに加えまして、新たな行政運営に必要となる施策等を中心とした編成とさせていただいております。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては後ほど事項別明細書により説明をさせていただきます。

6ページの第2表 地方債の補正でございますけれども、こちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

内容は後ほど事項別明細書の9ページの町債のほうで確認をいただきたいと思っておりますけれども、まず合併特例債でございます。

これにつきましては、2,070万円の増額をさせていただいております。これは農林水産業費の土地改良施設維持管理事業におきますため池改修事業におきまして、当初予定を見込んでおりました補助金のほうが決定がなされなかったということで見込めなくなったということから、地方債により1,410万円財源補填をするものでございます。

また、道路新設改良事業の単独事業の財源として、同じく、1,080万円それぞれ増額をさせていただきますのと、防災行政無線の整備事業におきまして補助金のほうが追加をされたということから、420万円減額をするものでございまして、トータルで2,070万円の増となったところでございます。

次に、過疎対策事業債でございますが、全体で7,160万円を減額させていただいております。

これは道路新設改良事業の交付金事業におきまして、交付金の額が大幅に減少したということから路線間の調整等を行っております、地方債につきましても、これに準じて減額をするものでございます。

合計では5,090万円の減額となりまして、補正後の地方債全体の発行額は16億580万円とさせていただいております。このうち交付税の算入でございますけれども、約76%に当たります12億2,200万円余りが交付税算入をいただける地方債となっているところでございます。

次に、補正予算の重立った項目について説明をさせていただきます。

事項別明細書の10ページをお願いいたします。

まず、歳出からでございますが、人件費関係につきましては、各費目を通じまして、各種諸手当の精査を行っておりますのと、本年10月から被用者年金の一元化に伴いまして、共済組合の保険料掛け金負担金及び給付額の算定の基礎が手当率制から標準報酬制へと移行したことによりまして、共済組合費の精査を行ったものでございます。

まず、同じく10ページの1目の一般管理費、一般管理経費では、ふるさと応援寄附金のふるさと産品送付にかかります経費を中心として、報償費なり通信運搬費などで542万円を計上いたしております。

飛びまして、13ページでございます。

13ページの3目京都府議会議員選挙費、京都府議会議員選挙執行事業におきましては、平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙におきまして、南丹市及び船井郡選挙区で無投票となりましたことから、執行経費を精査をいたしまして、935万2,000円を減額するものでございます。

次に、14ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費、1目社会福祉総務費、国保会計繰出事業でございます。

ここにつきましては、基盤安定の繰入金、あるいは財政安定化支援事業の繰入金の繰入額が確定したことなどによりまして、繰出金として1,958万5,000円計上をいたしております。

次に、15ページの4目老人福祉費、老人医療事業では、20節扶助費に老人医療給付費の実績に基づきます不足分としまして429万円、また19節負担金補助及び交付金では、老人医療助成制度の改正に伴いますシステム改修の負担金として92万1,000円を計上いたしたところでございます。

ページ飛びまして、18ページをごらんいただきたいと思います。

4款衛生費、4目環境衛生費、新エネルギー導入促進事業では、丹波ひかり小学校に京都府の避難施設等緊急時電力確保促進事業補助金を活用した太陽光発電システム及び蓄電池設備の設置工事を行っておりまして、この工事が完了したことから精査を行ったもので、管理業務委託費を含めまして403万6,000円を減額いたしております。

次に、19ページ、6款農林水産業費、3目農業振興費の有害鳥獣対策事業では、有害鳥獣捕獲隊員の活動支援経費の増額を行うものでございまして、捕獲した有害鳥獣の報告書類、特に捕獲の写真等につきまして、手続の簡素化と事務処理の迅速化を図るために、デジタルカメラとメモリーカードを購入しまして、捕獲隊員に貸与をするものでございまして、備品購入費としまして204万6,000円、また捕獲隊員の狩猟者登録にかかります諸経費を活動支援助成金として交付をするものでして、59万2,000円を計上いたしております。

同じく、農地中間管理事業におきましては、農地を集積し、農地中間管理機構に農地集積を行った農業者に対しまして協力金を支払うものでございまして、957万円を計上しているところでございます。

次に、4目の畜産業費では、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業におきまして、農場跡地の有効活用を図る観点から、鶏舎取り壊し後の残っておりますコンクリートの撤去及び整地を行うものでございます。これに必要な事業費といたしまして4,100万円を計上いたしております。取り壊しを行いますのは、既に取り壊されました九つの鶏舎の跡地でございます。面積が1万6,215平米でございます。また、これを含めまして整地します面積は2万655平米となっております。

当該地は京都府を通じまして、映画会社からの映画撮影場所として活用するという見込みも出てきているところでありまして、これにあわせ整備を行うものでございます。

次に、5目農地費、土地改良施設維持管理事業では、当初予算で国庫補助事業として要望を行っていたところでございますけれども、今年度におきまして補助金が交付をされないということから、必要最小限の事業費を見込みまして、減額をするものでございます。

13節の測量設計監理業務等委託料には、土地改良維持管理事業で3,400万円の減額、また土地改良施設維持管理適正化事業で150万1,000円の増額ということで、全体で3,249万9,000円の減額となるものでございます。

次に、20ページに入りまして、2目林業振興費、林業振興対策事業では、高性能林業機械によります低コスト化を図るために、京丹波森林組合が導入をいたします高性能運搬車に対しまして補助金を交付するものでございまして、町の上乗せ分としまして、事業費の20%に当たります247万円を計上いたしております。

次に、21ページ、7款商工費、3目観光費の京丹波まるごと観光推進事業では、森の京都情報発信設備としまして、デジタルサイネージ、テーブル型のタッチパネルのような設備でございますけれども、これを導入するものでございます。導入先は、道の駅「京丹波 味夢の里」に設置をさせていただきまして、道路案内、あるいは観光案内などの情報をここから発信し、本町のPRとともに観光客等を誘導しようとするものでございまして、備品購入費としまして300万円を計上いたしております。

次に、22ページ、8款土木費、3目道路新設改良費では、当初予算で計上してございました交付金事業におきまして、交付金の額が確定したことから精査をしたものでございまして、交付額が大幅に減少したことによりまして、事業費を減額するものでございます。

また、単独事業におきましても、事業費の精査によりまして、事業費の財源となる地方債を調整したものでございまして、15節の工事請負費で1億1,403万7,000円を減額するものでございます。

23ページ、9款消防費、1日常備消防費の京都中部広域消防組合負担金では、毎年、当

初予算におきまして、前年度実績に基づき予算計上を行っているものでありまして、今回、交付税額の確定に伴い必要額を計上するもので、1,509万4,000円を計上したところでございます。

最後に、26ページの12款公債費でございます。

まず、1目元金では、借入金のうち利率見直しの期間が到来したもので、新たに借りかえを行ったことで借り入れ利率が下がり、償還におきましては元利均等償還でありますので、元金部分が増加をするということで、それに必要な金額として128万6,000円増額をさせてもらうものでございます。

また、2目利子につきましては、当初予算におきまして、平成26年度借り入れ分の利子を見込む段階で、全額、年度内の借り入れを想定し予算計上をしておりますが、実際には繰越事業となりまして、翌年度に借り入れが行われたことや不用額が発生したことなどによりまして利子見込み額が減少したものであり、今回、2,233万5,000円の減額をするものでございます。

戻っていただきまして、事項別明細書3ページをお願いいたします。

13節使用料及び手数料、2目民生費使用料、3節保育所利用料では、第3子以降、保育所利用料無料化に伴います減額見込み分としまして、1,128万1,000円を減額という形で計上しております。

同じく、1節子育て支援センター使用料につきましても、第3子以降無料化、また多子減免等によりまして、79万2,000円を減額いたしております。

4ページの14款国庫支出金、5目土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金におきまして、当初予算計上額から大幅に減額となったことから、予算との差額8,051万9,000円を減額するものでございます。

5ページの15款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金、1節総務費補助金では、みらい戦略一括交付金としまして、歳出のほうで観光費で説明をいたしましたデジタルサイネージにかかります補助金として150万円を計上いたしております。

次に、6ページ、2目民生費府補助金、1節社会福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金では、重度訪問介護利用促進事業で新たに交付金を受けるものでございまして、500万円計上をいたしております。

同じく、2節の老人福祉費補助金のうち補助金の名称変更に伴いまして、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金から地域密着型サービス等整備助成事業補助金に組み替えを行ったものでございます。

7 ページの 4 目農林水産業費府補助金、1 節農業費補助金で土地改良施設維持管理事業充当財源の減少に伴いまして、4, 300 万円を減額いたしております。

また、8 目災害復旧費府補助金では、農林水産施設災害復旧補助金としまして、平成 25 年発生の災害で既に事業が実施済みの工事に対しまして補助金が交付をされていない事業等もございましたので、今回改めて補助金を要望し、組み込むものでございまして、新たに 2, 025 万 5, 000 円を計上いたしております。

次に、8 ページの 16 款財産収入の 1 節土地売却収入では、蒲生地内の町有地ほかの処分を行ったものでございまして、収入見込額により今回増額をさせていただくものでございませぬ。

17 款寄附金では、ふるさと応援寄附金としまして 1, 200 万円を計上いたしております。補正後の予算額は 2, 501 万円となります。11 月末現在で寄附申し込み件数は 840 件、寄附金額が 1, 581 万 1, 000 円となっております。

18 款繰入金の 2 目財政調整基金繰入金では、精査しました事業費に充当可能な特定財源を見込み、なお不足する額につきまして財政調整基金から充当するものでございまして、2, 994 万 1, 000 円の計上をいたしております。

同じく、3 目過疎地域自立促進特別基金繰入金では、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業の財源といたしまして、事業費相当額の 4, 100 万円を計上いたしております。

次に、9 ページの 21 款町債でございますが、先ほど説明いたしました合併特例債におきましては、土地改良施設の維持管理事業あるいは、道路新設改良事業におきまして補助金から地方債に財源を振り替えるものなどによりまして、2, 070 万円増額するものでございます。

また、過疎対策事業債につきましては、道路新設改良事業の交付金事業で交付金の額が大幅に減少したという状況の中で、路線間の調整を行った上で、地方債につきましても 7, 160 万円を減額したものでございます。

以上、議案第 88 号 一般会計補正予算（第 4 号）の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第 89 号 平成 27 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、町長の提案理由説明にもありましたとおり、補正前の予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4, 576 万円を追加し、補正後の額を 24 億 3, 822 万 1, 000 円と

するものでございます。

それでは、歳入につきまして順に説明させていただきます。

事項別明細書3ページをごらんください。

上から順に、療養給付費等負担金につきましては、国保事業の健全な運営を図るため、療養給付費等に要する費用の一部を国が負担することとされていることから、歳出の一般被保険者に係る療養給付費・高額療養給付費の増額に伴いまして3,404万5,000円を今回追加させていただくものでございます。

次に、同じく、国庫支出金の財政調整交付金のうち普通調整交付金でございますが、先ほどの療養給付費等負担金同様、歳出の一般被保険者に係る療養給付費高額療養費の増額が見込まれることに伴いまして、1,695万7,000円を増額させていただくものでございます。

また、特別調整交付金につきましては、診療所等へき地直営診療所運営補助にかかります交付金であり、518万9,000円を増額補正させていただくもので、歳出における病院事業会計への繰出金の財源となるものでございます。

次に、6款府支出金の財政調整交付金につきましても、療養給付費等負担金や国庫普通調整交付金と同様、歳出の一般被保険者にかかります療養給付費・高額療養給付費の療養費の増額が見込まれることに伴いまして、2,323万4,000円を今回追加計上させていただくものでございます。

次に、7款共同事業交付金の高額共同事業交付金でございますが、これにつきましては、レセプト1件当たりの交付基準額80万円を超えるものを対象として算出されるもので、一般被保険者にかかります高額療養費の増額に伴いまして1,243万6,000円を増額計上させていただくものでございます。

続きまして、3ページから4ページにかけての繰入金でございますが、一般会計繰入金については、保険税の軽減分及び支援分の負担見合い分を繰り入れる保険基盤安定繰入金1,375万円の増額、また4ページの職員給与等繰入金は、歳出の一般管理費、また賦課徴収費に充当する繰入金でございますが、2,000円減額、また普通交付税算入分としての財政安定化支援事業繰入金583万7,000円を増額させていただくものでございます。

また、国保運営基金繰入金については、収支のバランスを図るため、3,431万4,000円を繰り入れさせていただくものでございます。

なお、基金残額につきましては、今回の補正額を含め、予算ベースで差し引きいたしますと、9,283万8,000円となります。

続いて、主な歳出についてご説明いたします。

5 ページをごらんください。

1 款総務費では、歳入においてもご説明させていただきましたが、一般会計からの繰入金、職員給与等繰入金を財源とするものでございまして、人件費及び嘱託職員等人件費で3万5,000円の減額、賦課徴収費では、システム改修のための負担金3万3,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

2 款保険給付費では、1 項療養諸費においては、高額医療患者の増加もあり、現状の保険給付の見込額から一般被保険者の療養給付費を1億円増額し、退職被保険者等療養給付費につきましても200万円増額させていただくものでございます。

次に、6 ページ、2 項高額療養費につきましても、先ほどの療養諸費と同様、現状の保険給付の見込み額から一般被保険者の高額療養費を3,700万円増額し、退職被保険者等高額療養費につきましても100万円増額させていただくものでございます。

また、7 ページ中段、5 項葬祭諸費といたしまして、1 件5万円の10件分50万円の追加をお願いするものでございます。なお、現時点で既に23件分の支出となっております。

次に、8 ページ中段の疾病予防費につきましても、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品への切り替えに係る差額通知を行うためのデータ分析委託料といたしまして7万3,000円を増額させていただくものでございます。

また、最下段、直営診療施設繰入金につきましても、歳入国庫支出金の特別調整交付金のところで若干触れさせていただきましたが、和知診療所分のへき地直営診療所の運営費に対しまして518万9,000円を病院事業会計へ繰り出すものでございます。

なお、歳入額の増減に伴いまして、保険給付費の療養費の各費目と移送費、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金におきまして、それぞれ財源振り替えをさせていただくものでございます。

以上、国保特別会計の補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

続きまして、議案第90号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましても、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補正前の予算の総額に歳入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、補正後の額を2億2,406万2,000円とさせていただくものでございます。

それでは、歳入からご説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入の3款繰入金につきましては、事務費繰入金といたしまして一般会計から繰り入れるもので、1万6,000円を追加させていただくものでありまして、当該繰入金は、京都府自治体情報化推進協議会に対して支払う電算システム改修負担金に財源充当するものでございます。

続いて、4ページの歳出につきましては、ただいま歳入でも申し上げましたとおり、一般会計からの繰入金を財源といたしまして、京都府自治体情報化推進協議会に対し電算システム改修負担金として支払うもので、繰入金同様の6万5,000円を増額させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 続きまして、議案第91号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定分につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定において、既定の予算総額から937万4,000円を減額し、補正後の額を22億2,830万8,000円とさせていただくものでございます。

それでは、主なものにつきまして、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の5ページ、歳出をお願いいたします。

1款総務費では、制度改正に伴いますシステム改修負担金など、全体で21万9,000円の追加をお願いするものでございます。

6ページ、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、2目の地域密着型介護サービス給付費について、主には、和知地内で整備が進められておりました認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームについて改修工事や指定手続に時間を要し、開設が遅れたことなどから、給付費を減額させていただいております。

6目居宅介護サービス計画給付費、ケアプラン作成に係る費用につきましては、利用件数の伸びに伴い、325万2,000円の追加をお願いするものでございます。

5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費では、低所得の施設入所者に対します食費、居住費の限度額を超えた負担部分について補足給付するものですが、ユニット型施設の普及もあり、これまでの給付状況から680万6,000円の追加をお願いするものでございます。

7ページの6款諸支出金につきましては、第1号被保険者保険料還付金として20万円を

追加させていただいております。

次に、ページを戻っていただきまして、3ページの歳入をお願いいたします。

歳入では、歳出に計上いたしました保険給付費の増減額に合わせまして、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款府支出金、7款繰入金など、関連する特定財源の見直しを行っております。

4ページの7款繰入金、1項一般会計繰入金については、4目その他一般会計繰入金としまして、補助対象とならない事務費分20万3,000円を追加するとともに、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金を163万円減額し、収支の均衡を図ることといたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第91号 介護保険事業特別会計事業勘定分につきましての補足説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、同じく、議案第91号 介護保険事業特別会計補正予算（第2号）のうち老人保健施設サービス勘定の補正予算について補足説明を申し上げます。

まず、老人保健施設サービス勘定におきましては、補正前の額に歳入歳出それぞれ819万5,000円を減額いたし、補正後の額を1億6,890万5,000円とすることをお願いするものでございます。

歳入につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の3ページからお願いいたします。

3ページの2. 歳入につきましては、上半期の入所のベッド利用率が当初の見込みよりもやや減少いたしました。これは当初見込みの利用者の中で介護度の高い高齢者の長期入所者の死亡、あるいはほか病院への入院等により利用率が減少したのが原因でございます。このことによりまして収入の減額をお願いするものでございます。

節の施設介護サービス費収入の400万円の減額、自己負担金が50万円の減額、一般会計繰越金を408万6,000円の減額をお願いするものでございます。

また、前年度繰越金につきましては、39万2,000円と確定されるもので、これら歳入合計を合わせますと、819万5,000円を減額させていただくものでございます。

次に、4ページの3. 歳出でございますが、歳出の目の一般管理費では、一般管理事業に光熱水費と修繕費と臨時雇用賃金に64万2,000円を増額し、人件費としては、今年の

春の病院と診療所老健間の看護師の異動、また退職に伴いまして、老健施設関係の人件費関係の所要額の精査で951万9,000円の減額を行い、嘱託職員等人件費における介護福祉士の賃金改正に58万2,000円の増額をするものでございます。

また、目の施設介護サービス事業費では、給食業務委託の材料費の10万円の増額を行わせていただくものでございます。

これら歳出の合計に819万5,000円の減額を行わせていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の補足説明とさせていただきます。

どうぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） それでは、議案第92号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算（第2号）につきましては、補正前の額15億6,620万円に2,430万円を追加し、補正後の額を15億9,050万円とさせていただきます。

最初に表紙をめくっていただきまして、1、2ページの第1表につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、ページをめくっていただき、歳入につきまして説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをごらんください。

6款2項1目基金繰入金につきましては、歳出で必要となります予算を水道事業基金から2,430万円繰り入れするものでございます。

次に、歳出の主な項目につきまして、事項別明細書の4ページをごらんください。

1款水道管理費、1項1目一般管理費、人件費関係につきましては、夜間・休日の漏水等対応によります時間数増のため、時間外勤務手当の増額と制度改正等によります共済費の増額分を計上しております。

15節工事請負費ですが、9月議会でご承認いただきました国道9号線新水戸交差点改良に伴う水道管移設工事につきまして、その後の試掘により水道管の埋設位置を確認した結果、工事の支障となる移設等延長が増えたため、800万円を追加計上するものでございます。

また、維持補修工事につきましても、漏水修繕工事箇所が増、水呑低区配水池のテレメーター設置、新水戸ポンプ修繕等維持管理上、早急に施設の改善や修理の必要な工事につきまして、総額1,400万円を計上しております。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第93号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算（第2号）につきましては、補正前の額9億7,428万円に750万円を追加し、補正後の額を9億8,178万円をさせていただくものでございます。

最初にページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページをごらんください。

まず、歳入について説明させていただきます。

6款1項1目繰入金につきましては、後で説明させていただきます歳出の各事業の財源といたしまして、一般会計繰入金を合わせまして750万円増額するものでございます。

次に、歳出の主な項目につきまして、事項別明細書の4ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、人件費関係につきましては、制度改正等によります共済費の補正を行っております。

2款1項2目施設整備費につきましては、農業集落排水施設管理事業の11節需用費修繕料といたしまして、定期点検において、梅田処理場のばっ気攪拌装置の異常を発見しましたので、その修理に係る必要を計上しております。

16節原材料費につきましては、町道蒲生西階線道路改良工事に伴いますマンホールのかさ上げ等の材料費を計上しております。

2項2目施設管理費につきましては、公共下水道事業施設管理事業の11節需用費修繕料といたしまして、下山地内の2カ所において、老朽化に伴うマンホールポンプの取り替えが必要となりましたので、その費用を計上しております。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 議案第94号 平成27年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算から228万円を減額し、補正後の額を1億1,344万5,000円とすることをお願いするものでございます。

まず、2枚めくっていただきまして、3ページの第2表 地方債補正をごらんください。

バス車両購入費の確定に伴いまして、その財源とする過疎対策事業債の借り入れ限度額を1,070万円に減額変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算補正の内容について、先に歳出からご説明申し上げます。

事項別明細書4ページをごらんください。

運行事業費の職員手当等の児童手当、共済費の補正につきましては、嘱託職員の共済組合員資格の取得に伴う児童手当の支給分として18万円、掛け金負担金の変更に伴うものとして21万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。

賃金につきましては、嘱託職員と臨時職員の配分を調整し、需用費の修繕料につきましては、定期点検以外の突発的な修繕分として66万円を増額するものでございます。

備品購入費のバス購入費につきましては、バス車両2台の購入実績によりまして、333万4,000円を減額するものでございます。

1ページ戻っていただきまして3ページの歳入でございます。

繰入金につきましては、一般会計から繰入金78万7,000円を計上し、繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により33万3,000円を追加、町債につきましては、先ほども申し上げましたが、バス購入費の減額に伴う減額でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 川畷瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（川畷勇人君） 議案第95号 平成27年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算（第1号）は、補正前の額1,900万円に211万4,000円を追加し、補正後の額を2,111万4,000円とさせていただきます。

まず、歳入でございますが、表紙から4枚めくっていただいて、事項別明細書3ページをらんください。

1款財産収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の79万8,000円でございますが、京都縦貫道丹波綾部道路の工事残土仮置き場期間の延長に伴うものでございます。

2節マツタケ等採取権収入は、落札額の確定による1,000円の増額でございます。

また、3款1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては、繰越金額の確定により131万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出の補正額でございますが、最終ページとなる事項別明細書4ページをらんください。

最初に下段、1款総務費、2目財産管理費、22節補償補填及び賠償金でございますが、土地建物貸付収入の3分の1相当額となる26万6,000円を貸付地の地元へ支出するものでございます。

上段の1目一般管理費、25節積立金において、財政調整基金積立金184万8,000

円を増額することで歳入歳出の均衡を図っております。

以上、補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、議案第96号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

病院事業会計におきましては、最初に全体の補足説明を申し上げまして、その後、医療施設ごとの説明をさせていただきます。

まず、病院事業会計の全体の補正予算につきましては、収益的収入及び収益的支出の補正としましては、補正額を520万円とするものでございます。

また、めくっていただきまして、当初予算第6条で定めております議会の議決を得なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費につきましては259万5,000円を減額し、職員給与費について補正後の額を6億810万5,000円とすることを願います。

それでは、ページを追って、施設ごとに申し上げます。

補正予算（第2号）、説明書の1ページからでございます。

収入における収益的収入につきましては、和知診療所事業収益におきまして、国保調整交付金運営費の交付額増額により518万9,000円の増額を行い、その他雑収入と合わせまして520万円の増額を行うものでございます。

次に、3ページからの支出の収益的支出につきまして、まず京丹波町病院からでございますが、支出の病院事業費用におきまして、病院事業収入の補正額としましてはゼロ円とするものでございます。

内容につきましては、収益的支出における1項医業費用としまして所要の精査を行い、220万円を減額するものでございます。

主な内容としましては、1目給与費の職員らの人件費関係の所要額の精査を行い、2目材料費では、薬品費と診療材料費らに340万円の減額を行うものでございます。

また、3目経費には399万5,000円の増額をお願いし、その主な内訳としましては、節の委託料に検査検体業務の件数増加、また事務機器費用として、新電子カルテを現在、来年の2月の稼働を目指して導入中ですが、現在使用しております現電子カルテが2月と3月の移行時期分は稼働することになりますので、その間の保守料に93万6,000円を増額し、委託料合計で321万2,000円の増額が主なものとして願います。

ございます。

あと、2項医業外費用には220万円を計上いたし、その中身は消費税らの支払いによるものでございます。

1款京丹波町病院事業費としましては、補正額ゼロ円となるものでございます。

次に、5ページの和知診療所でございますが、和知診療所事業費用の支出の事業費につきましては、補正額を520万円とお願いするものでございます。収益的支出における目の内容としましては、1目給与費で、職員らの人件費関係の所要額の精査を行い、3目経費では、主なものとして、節の修繕費の中で医療機器における胃カメラらの管球等の修繕費用に170万円を、また公用車修繕に11万3,000円の合わせて181万3,000円の増額をお願いするものでございます。

また、本年6月から電気代の値上げ対応に20万円を計上いたし、これらを合わせて、2款和知診療所事業費用としましては520万円の補正をお願いするものでございます。

次に、7ページの和知歯科診療所でございますが、歯科診療所の支出の事業費用におきましては、補正額をゼロ円とするものでございます。

内容につきましては、収益的支出における1項医業費用に所要の精査を行いまして、25万3,000円を減額するものでございます。

内容としましては、1目給与費の職員及び人件費関係の所要額の精査を行いまして、2目材料費では、節の薬品費に10万円を、また診療材料費に訪問診療用材料と感染予防対策用材料の増加により40万円を、医療消耗備品費にインプラントの術後メンテナンス用機器に30万円をお願いするものでございます。

3目経費では、電気代の値上げによりまして光熱水費に20万円を、技工の委託料に歯科診療行為のうち技工物を装着する診療行為の増加によりまして歯科技工が増大したことらによりまして、80万円の増額をお願いするものでございます。

あと、1項医業外費用において、消費税の支払いに20万3,000円を計上いたし、1款和知歯科診療所事業費用としましては、補正額ゼロ円とするものでございます。

以上、病院事業関係補正予算に係る補足説明とさせていただきます。

ご審議を願いまして、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

大変遅くなりましてまことに申しわけございませんでした。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、12月10日午前9時に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さんでございました。

散会 午後 0時53分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 坂本美智代

〃 署名議員 東まさ子